平成３０年第１２回広島市農業委員会総会議事録

１．日　　時　　平成３０年１２月５日（水）　　開会　午後１時３０分
　　閉会　午後３時１５分

２．場　　所　　東区役所　３階　第３会議室

３．委員定数　　１９名

４．出席委員　　１８名

1	河野　信義	2	福島　幸治	3	山本　香織
4	鍛治山　正照	5	溝口　憲幸	6	梶山　正治
7	伊藤　信彦	8	岩重　　守	9	己斐　　潔
10	下谷　邦代	11	佐藤　和夫	12	沼田　　聖
13	~~沖田　光春~~（欠席）	14	谷口　　憲	15	河野　芳徳
16	山縣　由明	17	前田　英徳	18	谷口　迪生
19	児玉　一成				

５．欠席委員
　１３番　沖田　光春

６．議事録署名者
　１１番　佐藤　和夫　　１２番　沼田　　聖

７．職務のため出席した事務局職員
　事務局次長　　石原　健二　　主幹（事）主任　山室　勝志
　専門員　　石本　陽介　　主査　　有馬　隆幸

８．総会議事日程
・農地に係る審議事項
　（１）農地法第３条の規定による許可申請について
　（２）農地法第５条の規定による許可申請について
　（３）土地改良法第５２条第８項の規定による換地計画の同意について
　（４）土地改良事業に伴う非農用地区域の設定に係る意見聴取について
　（５）相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
　（６）特定農地の貸付けの承認申請について
　（７）農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断に

ついて

・農地に係る報告事項
（１）農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処理について
（２）農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処理について
（３）非農地証明申請の専決処理について
（４）農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
（５）農地転用届出撤回の専決処理について
（６）特定農地貸付けの承認の取消の専決処理について
（７）農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則の一部改正について

・その他
（１）研修会・懇親会の開催案内について
（２）平成３０年度第５回地区協議会の日程等について
（３）平成３０年１２月の現地調査日程について

議　　事

議　長（河野会長）

それでは、ただいまから、平成３０年第１２回の広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席は、１３番沖田委員の１名ですが、出席者が過半数に達しており、会議は成立します。

会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

１１番、佐藤委員、１２番、沼田委員にお願いします。

それでは、ただいまから議事日程により、審議事項に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について、８件を上程します。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について説明します。

農地を耕作目的で売買したり、貸し借りする場合は、農地法第３条第１項の許可が必要とされており、同条第２項に、農地等の権利移動に関する許可基準が規定さ

れています。

同項の許可基準は、第１号から第７号まであり、各号のいずれかに該当する場合には、許可をすることができないというものです。審議事項については、不許可の要件に該当するか、しないかを判断することになります。

許可基準については、お手持ちの「農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等について」の６ページから１６ページに記載してありますので、ご参照ください。

それでは、議案の３ページ、４ページをご覧ください。

１番、２番、４番及び６番から８番は、経営規模拡大のため申請地を取得もしくは借り受けるものです。

３番は自宅から近く便利なため、申請地を取得するものです。

５番は農業後継者として父から申請地を譲り受けるものです。

いずれも、許可基準の第１号から第７号のいずれにも該当しないことから不許可の要件に該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議　長

議案第１号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

１番、２番は山本委員。

山本委員

３番の山本です。１１月１６日に事務局職員と現地調査を行いました。鍛治山委員には後日確認いただいております。１番は共有者の弟から兄が持分を購入する案件です。現地は果樹・野菜を栽培されており、全く問題ありません。引き続き２番は、１１月１６日に事務局職員と調査を行いました。鍛治山委員は後日確認されております。農地の一部を借り受け農業をされる案件です。現地確認いたしましたが、野菜をきちんと作っておられました。両方とも全く問題ありません。

議　長

３番は福島委員。

福島委員

２番の福島です。１１月２０日に私と溝口委員、事務局職員２名と現地調査を行いました。居住地に近く便利なためで、すぐ隣に並んだ所なので問題ないと思います。

議　長

４番、５番は梶山正治委員。

梶山委員

６番の梶山です。１１月２０日に私と伊藤委員、事務局職員２名と現地調査を行いました。４番につきましては、譲渡人の農地と譲受人の雑種地を交換するという案件で、規模的には両者とも同じ位です。特に問題はありません。5番については子供さんの方へ贈与することで、特に問題はありません。

議　長

６番は岩重委員。

岩重委員

８番の岩重です。１１月１９日に己斐委員と事務局職員２名と現地確認をいたしました。現地は譲受人が譲渡人の先代から草刈り等の管理をされていた土地で、現在は休耕となっていますが、この度、譲受人が購入されるということです。特に問題はないと思います。

議　長

７番は谷口憲委員。

谷口（憲）委員

１４番の谷口です。１１月１９日に河野信義委員と事務局職員と現地調査を行いました。譲渡人は通いでの耕作が難しくなったため、土地に隣接する

譲受人が経営規模拡大のために取得するもので、問題はないと思います。

議　長

８番は前田委員。

前田委員

１７番の前田です。１１月２０日に児玉委員と事務局職員と現地調査を行いました。譲受人は広島市外に住んでいますが、元々この集落の出身でありまして、市外に出てからも農業は通勤農業で続けてきました。今回譲渡人の高齢化で引き継ぐことになったものでありまして、誠に良い事例で異議はございません。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議　長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第１号の８件を許可することに決定します。

続きまして、議案第２号、「農地法第５条の規定による許可申請」について９件を上程します。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請について説明します。

農地を転用目的で売買したり、貸し借りしたりする場合は、農地法第５条第１項の許可が必要とされており、同条第２項に、農地等の転用に関する許可基準が規定されています。

同項の許可基準は、第１号から第７号まであり、各号のいずれかに該当する場合には、許可をすることができないというものです。審議事項については、不許可の要件に該当するか、しないかを判断することになります。

許可基準については、お手持ちの「農地法等に基づく広島市農業委員会会長の処分に係る審査基準等について」の１７ページから３２ページに記載してありますのでご参照ください。

それでは、議案の５ページ、６ページをご覧ください。

１番は用悪水路への転用事案で、申請地を譲り受け、下水道管を埋設しようとするものです。

２番から６番は太陽光発電設備用地への転用事案で、申請地を譲り受け又は借り受け、太陽光パネルを設置しようとするものです。

なお、６番の案件は譲渡人が資材置場にするため、平成 20 年に 5 条許可を受けましたが、都合により転用できず、今回 5 条許可申請及び事業計画変更承認申請がされたものです。

７番及び８番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、倉庫 2 棟を建築しようとするものです。

９番は雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、送電線鉄塔保守工事の保護支線を設置しようするものです。

申請地は全て、立地基準の「５の（１）農業公共投資の対象となっていない小集団の農地」で、第２種農地であり、その許可方針「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は、許可する。」に該当するものと思われます。

また、申請地はいずれも、一般基準である「１　農地等の転用の確実性」、「２　被害防除措置の妥当性」について、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないものと思われます。

なお、１番の案件は、既に転用済みですが、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」第５条ウ「転用許可の見込みがあれば、追認許可する」に該当するものと思われます。申請書には、始末書を添付させています。

３番及び５番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

３番の案件については、転用面積が３，０００㎡を超えるため、本総会で承認されますと、１２月１８日に開催される広島県農業会議常設審議委員会の意見聴取の

のち、「異議なし」の回答を得て、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また、５番の案件については、太陽光発電の事業計画が審査中であり、経済産業省の事業計画認定通知を確認した後に、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第２号の説明を終わります。

議　長

議案第２号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

１番は佐藤委員。

佐藤委員

１１番の佐藤です。１１月１６日に事務局職員２名と現地確認しましたが、問題ありません。

議　長

２番から４番は沼田委員。

沼田委員

１２番の沼田です。２番から４番はともに太陽光発電の案件で１１月１６日に事務局職員と現地を確認いたしました。この３件をまとめて一画全てが太陽光発電になり、隣接農地もなくなりますので問題ないと思います。

議　長

５番、６番は己斐委員。

己斐委員

９番の己斐です。５番は平成３０年４月１７日に事務局職員と現地調査を行っております。４月の時点では別の事業者が借り受ける予定でありましたけど、その後諸事情等により譲受人が権利を譲り受けて、譲渡人との間で２０年間の賃借権を設定して太陽光発電を建設する案件でございます。申請地は以前水稲栽培をされていたようですけども、譲渡人が高齢に伴い体調も悪

く、耕作ができなくなるということで農地を貸したいということです。太陽光設備として設置することに伴う周辺の農作物には影響はないものと思います。

６番は平成３０年１１月１９日に事務局職員２名と現地確認をいたしました。当初は別の事業者が倉庫を建てるために許可を受けた農地ですが、諸事情で事業に至らず、資金調達が出来なくなったために、これを承継した譲受人が太陽光発電を設置する案件です。申請地は現在休耕中でございまして、雑木が何本かあり、果樹が１本、その他カヤがかなり茂っており、管理が十分とは言いかねるところではありますが、申請地は公道に面した角地で、周辺の耕作には影響はないと思われますので、異議はないと思います。

議　長

７番、８番については私の担当です。いずれも同じ業者が購入されるということですが、この土地は小学校から約１００ｍ位南で、元々建設機械の修理場でしたが現在は更地の状態です。そこに他県の事業者が倉庫を建てるということで、周りは道路や川でございまして、特別周りには影響がないところでございます。土地所有者にもお話を伺いましたが、未利用地のままより、購入したい方がいれば購入してもらった方が良いとのことでした。周りには影響はないようですし、良いのではないかと思っております。

９番は児玉委員。

児玉委員

１９番の児玉です。去る１１月２０日に事務局職員２名と現地確認しました。鉄塔の送電線の補修ということで、一時的な資材置場で譲渡人の土地を借り受ける案件で、周りも休耕しておりますし、問題ないと思います。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

河野（芳）委員

７番と８番は元々何かが建っていたということなら、議案には現況が休耕と書いてありますが、現況が既に宅地だったのではないでしょうか。

議　長

建物が建っていたといっても、屋根と柱はあってもトタンがちょっと打ってあるもので、建築とは認めにくい程度のものです。

河野（芳）委員

現況が休耕のものに倉庫を建てた場合は、地目は宅地になるのですか。

山室主幹

休耕のところに倉庫を建てた場合、地目は宅地になると思います。

梶山委員

通常は、簡単なものが建ってても建築基準法上、完全に農地ではないと判断されますよね。特に市街化調整区域は厳しいと思う。

議　長

他にございませんか。

（委員：意見なし）

議　長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第２号の３番及び５番を除く７件を許可することに決定いたします。

３番については、広島県農業会議常設審議委員会の意見を聴取し、「異議なし」の回答を得たうえで、農業委員会の会長名で許可することとなります

また、５番については、事務局の説明のとおり、関係法令に係る手続きの完了を確認した後、農業委員会の会長名で許可することとします。

続きまして、議案第３号、「土地改良法第５２条第８項の規定による換地計画の同意」の１件及び、議案第４号、「土地改良事業に伴う非農用地区域の設定に係る意見聴取」の５３件ですが、基盤整備事業の換地計画と非農用地区域の設定は一体的なものであり、一括して説明させていただきます。

なお、対象土地の一部に○○委員に関する案件があります。

農業委員会等に関する法律第３１条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、○○委員は退席をお願いします。

（○○委員　退席）

議　長

それでは、事務局に説明をお願いします。

有馬主査

議案第３号、土地改良法第５２条第８項の規定による換地計画の同意について説明いたします。

議案の７ページから１４ページをご覧ください。

安佐南区沼田町大字吉山の大原地区の基盤整備促進事業（ほ場整備）について、広島市長（経済観光局農林水産部農林整備課）より、土地改良法第５２条第８項の規定による換地計画の同意を求められました。

この同意については、土地改良法において「土地改良事業につき、その事業の性質上必要があるときは、土地改良事業の施行に係る地域につき換地計画を定め、県知事の認可を受けなければならない。」こととなっており、「その認可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添付しなければならない。」ことから同意願いがあったものです。

なお、この基盤整備事業の概要につきましては、議案に記載しているとおりです。

また、各所有者からは、土地改良法第５２条第５項の規定により、換地計画決定について同意を得ています。

次に、議案第４号　土地改良事業に伴う非農用地区域の設定に係る意見聴取について説明いたします。

議案の１５ページから２０ページをご覧ください。

本件基盤整備の換地計画において、ほ場の整形及び宅地等の確保のため、非農用地区域を設定するに当たり、昭和 49 年 7 月 12 日付け農林省構造改善局長通達「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」に基づき、平成 30 年 11 月 21 日付で広島市長（経済観光局農林水産部農林整備課）より意見照会があったものです。

事業の概要及び設定内容については、議案に記載しているとおりです。

１７ページの非農用地調書についてですが、表の左側が従前地で、右側が換地後です。異種目換地とは、農用地区域の農地を、非農用地区域の農地に換地するもので、将来、農地以外で利用するものです。特定用途用地換地とは、事業施工前は、農用地以外の宅地や雑種地等の土地で、換地後も農用地以外の非農用地区域とするものです。

以上で議案第３号及び議案第４号の説明を終わります。

議　長

議案第３号及び議案第４号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

梶山正治委員、お願いします。

梶山委員

６番の梶山です。

３号のほ場整備については、既に換地計画が終わっておりまして、権利者の同意も得ておられますので、特に問題ないと思います。４号については区画の形状等を整えるためと将来農地以外に利用するということで設定されているということでございますので、特に問題はございません。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

沼田委員

今ほ場整備をされたら、反当たりどれくらいかかるか、差し支えなかったら教えていただけたらと思うのですが。

議　長

最近の相場はわかりませんので、○○委員さんが入られてから確認するということでよいですか。

沼田委員

結構です。

議　長

何か分かることはありますか。

山室主幹

金額はわかりませんが、負担割合で地元負担、各農家の負担はおよそ１５％というふうに聞いております。後は国の補助や県市の補助になります。

沼田委員

その１５％が大体どれ位になるのかと思いまして。

議　長

それでは後ほど○○委員が入られてから伺いましょう。

他にございませんか。

（委員：意見なし）

議　長

意見がないようでございますが、同意及び「異議なし」と回答することに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第３号の１件については市長に同意する旨の回答をすることに、議案第４号の５３件については「異議なし」と市長に回答する

ことに決定いたします。

○○委員の着席をお願いします。

（○○委員入室・着席）

議　長

○○委員、議案第３号については市長に同意する旨の回答をすることに、議案第４号については「異議なし」と市長に回答することに決定しましたことをご報告いたします。

その中で、沼田委員より、最近の基盤整備をするのについて費用面の質問がありました。事務局の方の説明では、全体的な費用の１５％位が必要だと言うことであったんですが。その１５％が金額ベースでどの位かかるかということがわかりますか。

○○委員

持ち込み面積によって変わってくるんですね。

沼田委員

反当たり、１反持っていたらどのぐらいかかるかということです。

○○委員

地区によって違います。土をどれだけ動かさないといけないかと言うことです。ほ場整備ということはご承知でしょうが、足りないところは土を持ってくるとか、余ったらどこかへ持ち出すということはしない。余ったら埋めてって高くする。足りなかったら広くなる。ある土をそのまま使うわけですから。だから、地形の悪いところはやっぱり、我々の地域でも上流の方はかなり高低差がありまして、地区はだいたい２００ｍから４００ｍくらい高低差があるんですよね。私の所はわりと少ないんで、反当たり○○円くらいでしょうか。極端なところは、○○円を超えるような事例がありましたんで、やっぱり地形によってだいぶ変わると思います。一団の農地になるか、小さい団地が沢山できるかによっても差ができるでしょうね。

持込面積の非農用地は費用がかかりませんので。農地の換地する分につい

て事業費の１５％負担ということだそうです。

谷口（迪）委員

総工費はどれくらかかるんですか。

〇〇委員

地区によって違いますが、私たちのところで〇〇円弱というところですね。

谷口（迪）委員

非農地は面積の大きいもの、小さいもののどちらが出ますか。

〇〇委員

区画整理は全面的にやりますが、この土地改良は農地だけを対象にするわけですから、集落の中に家があった場合、家を立ち退かせるということはしませんので、中に非農地がありますと、そこは虫食い的に残るんです。だから私達の地域はあんまり良い農地ができておりません。３反も４反もあるような農地があんまり無いんですよ。平均すれば２反前後で、しかもきれいな長方形の農地にしたいんですけど、それが出来ません。やはり広くはなりますが、２筆３筆が１筆になるんですが、形としてはあまり良いようにはなっておりません。

議　長

続きまして、議案第５号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明申請」について、１件を上程します。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

議案第５号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則２０年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

①　被相続人が農業を営んでいたか

② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか

③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか（耕作しているか）

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の２１ページをご覧ください。

今回、１件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。

この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第５号の説明を終わります。

議　長

議案第５号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

福島委員、お願いします。

福島委員

２番の福島です。１１月２０日に事務局２名と現地調査を行いました。適正に管理されていてハウス棟も建てられておりまして、問題ないと思われます。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

児玉委員

登記が田で現況が宅地の場合、納税猶予の対象になりますか。それとも現況が宅地のため除外するのですか。金融機関で借りるためには、土地の登記を宅地等に変えないと融資はされないと思うんですが、融資を受けなかった場合でも、そのまま倉庫や家が建って、現況は宅地となっている。だから役所からの税金は宅地で来ますが、登記は田なんです。そういう土地が結構あるんですが、その場合、納税猶予の対象になるのか、現況は宅地だから外し

て良いのか。

議　長

登記が田ですか。

児玉委員

登記は田、現況は倉庫を建てて宅地じゃないですか。役所からは登記は田、現況は宅地で固定資産税は宅地となる。

山室主幹

一般的には、本人が現況に合わせるように、法務局に行って地目変更していただく必要があります。現況が宅地ということであれば、宅地に地目変更することになります。

児玉委員

そういう事例の人がおられたら、事務局から指導してもらえるという事ですよね。ここ変えてもらわないといけませんよと。農地基本台帳には登記は田、現況は宅地になっていますよね。

山室主幹

毎年８月に行う農地基本台帳調査は、登記地目又は現況地目が田や畑について、申告書をお送りしていますので、それは農地基本台帳にリストアップされるようになります。

児玉委員

納税猶予には関係ないでしょう。

山室主幹

納税猶予は現に農業を行っており、これからも農業を２０年以上継続する必要があります。

河野（芳）委員

要は、登記地目が農地になっていても、現況が宅地になっていたら、もう納税猶予にならないということですか。

梶山委員

土地にマルチを張っていても駄目と言っており、最後の徴収猶予の現況を見にいったときに、マルチを全部取るように言っていますよね。２０年目が来て現地を見に行った際にマルチが張ってあったら、徴収猶予は駄目ですよと言っているので、現況が宅地であれば議論の余地はない。

議　長

農地と認めるのは、年に１回２回は必ず、耕作できる状態でなければいけないということで、マルチを張ったら駄目ということでしょう。

河野（芳）委員

マルチを張るということは、耕作をする気がないということですので。

梶山委員

２０年目にこの状況の場合、税務署の方がこれでは駄目ですと言うので、マルチを全部剥いで耕運しなさいと言いました。

河野（芳）委員

耕作の意思がないと猶予にならないので。

議　長

色々と意見が出ましたが、他にございませんか。

（委員：意見なし）

議　長

それでは、適格者として証明することに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第５号の１件を、適格者として証明することに決定いたします。

続きまして、議案第６号、「特定農地貸付けの承認申請」について２件を上程します。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

議案第６号、特定農地貸付けの承認申請について、説明いたします。

議案の２２ページをご覧ください。

平成３０年１１月５日及び１１月９日付けで、特定農地貸付けの承認申請がありました。

これは、特定農地貸付けにより申請者が市民農園を開園するものであり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条第１項の規定により、特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会に承認を求めることとなっているため、承認申請があったものです。

承認にあたり審査を行う点は、４点あります。

第１点が、申請地が適切な位置及び妥当な規模であること。

第２点が、募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。

第３点が、適正かつ円滑な利用を確保する方法であること。

第４点が、申請地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこと。

となっております。

申請概要は、議案に記載しているとおりです。

議案番号１番の申請地は、１１月７日付で、広島市との間で貸付協定を締結しており、平成３１年４月１日に開園予定の市民菜園用地です。

２番の申請地は、１０月２日付で、広島市との間で貸付協定を締結しており、平成３１年４月１日に開園予定の市民菜園用地です。

第１点目、位置及び規模については、集団優良農地を分断することなく、利用者の数等からみて、適切であり、

第２点目、募集及び選考方法については、広島市広報紙「市民と市政」２月１日号に掲載するほか、ホームページ等により一般公募し、申し込みの受付及び利用者の選考は、(公財) 広島市農林水産振興センターで行うこととなっており、公平かつ

適正であり、

第３点目、申請者は申請用地の所有権を有しており、貸付け条件も違法不当でなく、適正かつ円滑な利用を確保する方法となっており、

第４点目、申請地は、所有権以外の権原に基づいて耕作されておらず、４つの要件を満たしています。

以上で議案第６号の説明を終わります。

議　長

議案第６号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。児玉委員、お願いします。

児玉委員

１９番の児玉です。１番については、申請人は平成２０年以降で既に〇〇区画開園されております。今回またその隣地を菜園に提供されるということで、１番は問題ありません。２番につきましては、今回新しく菜園の申込みですが、駐車場がちょっとないのでその確保をお願いした上で、周りの周辺には影響ないと思いますので、問題ないと思います。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございませんか。

（委員：意見なし）

議　長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第６号の２件を承認することに決定します。

続きまして、議案第７号、「農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断」について、９３８件を上程します。事務局に説明をお願

いします。

有馬主査

議案第７号、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について、説明いたします。

非農地の取り扱いについては、農地の利用状況調査（農地法第３０条）の結果、「農地法の運用について」第４の⑶の規定により「農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされています。

非農地の判断基準は、「同運用について」第４の⑷に、 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地で、

ア　その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ　ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものと定められています。

それでは、議案の２３ページをご覧ください。詳細については、別冊をご覧ください。

１番から１２番の合計９３８筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木等の立木や竹等の「山林」であり、「農地法の運用について」第４の⑷の基準に基づき「農地に該当しない」と判断される土地です。

また、今回は、現況が立木竹で、「山林」の状態であることが確実な非農地であるものを上程していますが、引き続き調査を行い、非農地と認められる土地について、随時、総会に議案として上程することとしています。

以上で議案第７号の説明を終わります。

議　長

議案第７号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

１番、２番は岩重委員。

岩重委員

８番の岩重です。白木町の井原地区は１０月９日、正木推進委員と現地確認いたしました。ご覧のようにほとんど山林となって非農地でありますので、山林と認めます。２番につきましては、白木町志路でございますが、３４８筆あり随分多いですが、１０月１５日と１６日の２日間で現地確認いたしました。みな都会に出て空き家となっており、やむを得ないのですが、全て山林になっておりましたことを確認しました。

議　長

３番から５番は己斐委員。

己斐委員

９番の己斐です。３番の安佐北区白木町市川の９７筆は１０月２５日に世羅推進委員と、４番の安佐北区白木町小越４筆、同じく安佐北区白木町有留１０筆は１０月１８日に永井推進委員と非農地の現地調査を行っております。調査の結果、昔の畑の跡が残っている所で、復元して田畑にするということは無理だと思います。このため山林と報告させて頂きます。

議　長

６番は下谷委員。

下谷委員

１０番の下谷です。１１月１日に上口推進委員と現地調査をしました。その結果、山林であったことを報告します。

議　長

７番は谷口憲委員。

谷口（憲）委員

１４番の谷口です。７番の安佐北区安佐町小河内地区ですが、１０月１２

日に中川推進委員と現地を確認し、山林であったことを報告します。

議　長

８番から１２番は河野芳徳委員。

河野（芳）委員

１５番の河野です。この船越地区と矢野地区二つの地区においては、９月１６日から９月２２日の間に現地調査を行い、その結果山林であったことを報告します。

議　長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

沼田委員

私もこの調査をさせて頂いていますが、これは山林とみなした所だけが、農地から除外されるのですか。原野はどうなるのですか。

石本専門員

本来は、現況が山林のものと原野のものが非農地として除かれます。しかし、この調査を始めたばかりですので、現委員の任期中は山林だけを上げていこうということで、次期で山林と原野をやっていきたいと思っております。最初なので、確認の容易な木、竹が繁茂しているものだけをひとまずやっていこうという方針です。

沼田委員

同じ竹が生えていても、先日も説明したとおりきれいに整備されている竹藪と投げっぱなしの竹藪と両方あるので、私は見たところきちんとされているものは筍を取られるんだろうということで、農地という判断をさせてもらって、同じ竹藪でも投げっぱなしのような竹藪は山林という判断をさせてもらっています。その山辺の市街化区域外のところで、雑木が生えていれば、誰が考えても山林ですが、市街化区域内で農地に雑木が生えているところがあるのです。この判断が大変難しいですよね。市街化区域内ですから。市街

化区域の中に山があるという状況を、自分が判断するのかと言われると、ちょっと悩むんですよね。それでは、全部が雑木かということになると、以前花木を植えられたような跡があるんですよ。花の咲いたような木が１本か２本あったり、判断が非常に悩ましいところが出てくるんですよね。それと同時に奥の方に行けば、どこが指定された地番かを判断しかねるような所があるんですが、その辺りはここから上は勘弁してもらおうということで、山林にはさせてもらうんですが、その判断基準が、私の見た判断と推進委員さんが見られた判断と違った場合、どうすればいいか、ちょっと皆さんのご意見をお伺いできればと思うんですが。

議　長

今、沼田委員がおっしゃった事について、どうですか。

私のとこは、農業振興地域でありまして、この中でも今おっしゃった、花木が植えてあるところが今ほとんど藪になっているんですね。それを今回の判断では、推進委員が初め見て歩いたものを回ってきます。それを私が同じように推進委員が見たと同じように回りますが、今現在私らの業界でも植木は流通してないような木が生えている。それを今掘ってから庭に植えるかと言ったら、とてもじゃないが、雑山のような木ばかりで、ほとんど山林と判断しております。

沼田委員

市街化区域内でもそういう判断をするわけですか。

議　長

その場合はどうか私も判断に困ります。沼田委員がおっしゃるとおりだと思いますが。

鍛治山委員

私の担当地域で、馬木で平川委員と一緒に行って、今言われたような花木が植えてあったんが、そのままになっており、市街化区域内なんですよ。本人に聞いたら雑木ではなく、作っていると言う。それをどうするのか。結局そこは山林じゃないと判断したんですが。

沼田委員

本人が言うのであれば、我々がどうこういう事じゃないですけど。今言うように花木が植えてあれば、本人に聞いてみないとわからないのですが、花木ですと、いくら放置してあっても、雑木じゃないですからね。その辺の判断基準をもう少しわかりやすく、素人でもわかりやすくしてもらえればありがたいと思います。

伊藤委員

地目の認定は市街化区域であろうと何であろうと、現況で判断すれば良いのではないですか。

沼田委員

花木でも手入れのない花木であれば、雑木とみなして山とみなす。

伊藤委員

要するに、花木というのは、商品として手を入れて栽培しているわけでしょう。そういう栽培しているものは畑ですよね。手を離してしまったらこれはもう山になるんで。

沼田委員

どこまでが手を離しているかと言われたら、我々も花木の専門家じゃないですし、大きくなっていれば手を離しているのかと思うし。

伊藤委員

現況で判断することになります。

沼田委員

中に柿の木がほとりの方に１本ないし２本生えている。後は雑草や笹。果樹が植えてあれば農地かなというような判断も難しい所があるんですが。１本でもあれば農地と判断はしているんですが。

議　長

今我々は、そういった花木が１本２本あろうが、みな山林で評価してるんです。それが、手入れをしてあれば花木とみてあげないといけないですが。

福島委員

市街化区域だから判断が難しいですよね。

沼田委員

市街化区域外でも梅とか柿が、先代が植えたようなのがあるわけですよ。実が成っていれば農地、山とは判断できないですよね。それで、私は以前、非農地証明を出したときに、田んぼのほとりに１本柿の木が立っていて、これは非農地じゃないと事務局に言われた記憶がずっと頭にあるもので、自分はそういう判断をさせていただくのですが。皆さんの判断と自分の判断とが違ったのでは、それぞれ非農地だ、こっちは農地だと言っていたのでは、広島市農業委員会の中でまとまりがつかないようになりませんか。その辺りの意思統一を、もう少しわかりやすくして頂ければ、推進委員も農業委員も同じ判断、目線で見られるという事を言いたいのです。

伊藤委員

沼田委員の担当地区では２０年、３０年とか、だいぶ前でしょ。柿の木が１本あるんでこれは農地から外せないと。今たぶん判断基準がだいぶ変わってますよ。要するに、常識判断に近い格好になっているんじゃないですか。例えば、栗が１本あっても、以前はこれは果樹ですから、柿とか栗とかいうものは。これがあるので、回りがカヤが茂っていてもこれは農地から外せないという判断でしたね。今は少々２本３本あろうと非農地で通しますので。

沼田委員

そうですか。以前自分がお願いした時には、石垣に柿の木が１本生えとって、それでも非農地じゃないと。

伊藤委員

そうでしょう。当時は農地を守るのが農業委員会でしたから。

沼田委員

そう言われたから、果樹が１本でも生えていたら農地かなと。だけど今、伊藤委員が言われるような判断基準が変わったのであれば、我々にきちんと変わった時点で説明してもらわないと、わからないですね。

伊藤委員

たぶん判断基準が変わっていると思いますよ、登記の方は現況ですから。現況だから、果樹があっても全体的に見て原野なら原野、花木が生えてたら原野、高い木が生えてたら山林いうようにしますよね。

沼田委員

自分は原野という事にしているんですが、原野とするのはどうなんだろうということになると、私も説明が難しいんですが、山でもない農地でもないものを原野という。だけどもう少しわかりやすい判断基準があれば、推進委員も農業委員も同じ目線で見られるのかなと思ったものですから。

河野（芳）委員

要は、どの程度管理が出来ているのかというのが、重要なのではないかと。全然手を掛けていないものは、原野であり山林であると。

沼田委員

夏場に見るのと、今の季節に見るのでは、大分違いますし。

己斐委員

私の担当地区も推進委員さんが、山林で判断しようとしていたところ、実際二人で行って現地を見たのですが、最初やっぱり柿が植えてあったり栗が植えてあったりしてはいるんですよ。そうなればどうかなと、この度は柿もあるので、山林にせずにもう一年様子を見ようということにしているんですけど。そこは判断というのは仕方がない、更新せざるを得ないので、まず非農地で判断しておいて、そこは非農地じゃないといわれても困るので。

議　長

事務局では判断基準、例えば項目でこれがあったらこうですよというものは作ってないですよね。農業委員会としての。

沼田委員

もし、我々が農地でないという判断をした場合、地主さんにどういう影響があるかというのを推進委員や我々も知っておかなければいけないということですかね。地主が良く知った方であれば電話して、そこは非農地、山林にするからと話をするんですが、そうしたらどうなるのかと言ったら、たぶん１反以上耕作していなければ農業をしているということにならないので、今度農地を買う場合には１反以下だから農地が買えなくなるよという程度の話しか出来ないですよね。もっと他に、万が一判断をどっちにするかいう事で、地主さんにどういう影響があるのか教えていただいていたら、もう少し慎重な判断が出来るかなと。現況で判断はしてはいるのですが。

議　長

沼田委員のおっしゃるとおり、皆も同じような考えをしないといけないということは良くわかります。農業委員全体が、統一しておかなければいけないという点は確かにあります。だから、一項目ずつ検討していかないと、これですというように一口で説明できないですよね。

沼田委員

農地、非農地の判断をして、地主に大層な迷惑になるようなことはないですか。

梶山委員

確かに言われるように、そこは荒らしていても、地主はそこを非農地にされたら、下限面積を満たさなくなるため、次に買おうと思っても買えないというふうな人はやはり不利になると思いますよね。

やはり、ある程度の判断基準はないといけないですよね。

沼田委員

明らかに山、明らかに耕作しとるのであれば、悩まないんですが。

梶山委員

現地を確認して、常に草を刈って、夏場は生えている場合もありますけど、ある程度、１年に１回は管理しているというのであれば、判断とすれば、管理も終わっていれば農地というような感じになりますよね。

沼田委員

それに、１年に１回刈っていても、肥土ならいいですが、石をひいて農地じゃないようなところもあるわけで、ほとりの方だけ柿の木が生えていたり。そういうような所もあるわけで、そういうものは原野にしていますけど。

議　長

沼田委員がおっしゃるように、非農地の調査をして歩く段階で、写真等含めた、こういうところは非農地の判断をしましょうというような資料を皆さんそれぞれ配っていますからね。

沼田委員

航空写真のことですか。

議　長

いえ、航空写真じゃなかったですよね、予めの判断基準というものは。皆貰っておられると思いますよ。カラーの資料だったと思います。

ただ、それは明確ではないですよね。現場行って説明しているわけじゃないですから、写真を見て判断ですから。

山室主幹

いろいろご意見が出ましたので、事務局の方で整理させてもらって、ある程度の目安、基準と言いますか、そういったものをまたお示ししたいと思いますので、少しお時間をいただけますか。

議　長

それ以外で、この案件、今の案件についてはどうでしょうか。非農地についての判断については、基準は今事務局が言いましたように、判断基準を皆さんが同じように出来る様に設定してもらいたいと思いますので、それ以外で、今日の案件でどうでしょうか。

山本委員

結局、さっき沼田委員さんが言われたのですが、この非農地と判断する影響というのは、この方の持っている農地の面積が減るというだけということですか。

議　長

すぐ登記がどうこうなるわけではありませんので。

山本委員

今後、非農地の証明を出す時に、こちらが判断してからすぐに、非農地証明が出るという事だったんですが、農家の方には特に農地の面積が減るということだけが、影響があるということでしょうか。

鍛治山委員

固定資産税はどうなるんですか。

有馬主査

固定資産税の評価自体は現況地目により行いますので、既に山林や原野の様相を呈している場合、その地目で課税している場合もありますが、例えばその登記を変更することによって、現況がそれにつられて変わる場合においては、おそらく固定資産税が変わる。現況によって毎年評価補助員、すなわち市税事務所の職員が地目判定し、それで現況を農地外とされたものについては、課税地目もそのようになります。

議　長

山本委員が今おっしゃったのは、農業委員会が山林と判断した場合、すぐに山林の税金がかかるかということかということではないでしょうか。

山本委員

いいえ、課税は現況で来てるのかなと想像しているんですけど、今判断させてもらってる影響というものは結局はその方の持ってらっしゃる農地が減るっていう事以外に、特になにも影響は無いんですか。

山室主幹

繰り返しになるかもしれませんが、農業委員会で非農地判断したものを固定資産税課の方に通知して、それをそれぞれの市税事務所の方で、農業委員会が判断したというものを参考にして、最終的に固定資産税の金額を決めていくということになりますので、私共がやっている仕事というのは、固定資産税の方の現況地目というところに反映させてもらっているということになります。

議　長

判断したら農地が減るということですよね。

意見がいろいろ出ておりましたが、今回につきまして非農地、つまり農地外と判断することについては、異議がないと認めてもよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないので、議案第７号の９３８件を、非農地の判断をすることについて決定します。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。

報告第１号から第７号の専決処理等について、９２件を一括して報告します。事務局に説明をお願いします。

有馬主査

報告第１号から第７号までの専決処理について、説明します。

報告第１号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の２５件、及

び報告第２号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の４５件は、広島市農業委員会事務局規程第７条第２項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第３号、非農地証明申請の７件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第７条第３項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第４号、農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利取得届出の１２件は、広島市農業委員会事務局規程第７条第５項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第５号、農地転用届出撤回の１件、報告第６号、特定農地貸付けの承認の取消の１件、及び報告第７号、農地転用（農業用施設）届出の１件は、広島市農業委員会事務局規程第８条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第１号から第７号までの説明を終わります。

議　長

報告第１号から第７号まで説明がございましたが、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議　長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程５「広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則の一部改正」について、事務局に説明をお願いします。

山室主幹

議案第８号「広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則の一部改正」について説明します。

「農業委員会等に関する法律」第１８条に基づき、農地利用最適化推進委員が担当する地区ごとの定数を改正するものです。この地区ごとの定数の改正については、先月５日の役員及び地区協議会会長会議並びに総会において審議いただいた結果に基づき、本日ご提案させていただいているものです。

それでは、本日の配布資料の１ページから３ページをご覧ください。

農地面積の減少に伴い、推進委員の任期満了に際して、同委員の担当地区ごとの定数を改める必要があります。具体的には、２ページの新旧対照表をご覧ください。下線を引いているところが今回改正するところで、第５地区及び第１０地区の定数を３人から２人に改めるものです。

以上について、承認を求めるものです。

なお、推進委員の定数を４４人から４２人に改めることについて、現在、市議会に「広島市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正」について上程中であり、今月１３日の議決ののち、この設置規則を施行することとなります。

以上で議案第８号の説明を終わります。

議　長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

佐藤委員

ちなみに、来年改選ですよね。３年は一生懸命非農地を作って農地面積が減ってもこのままでいくんですよね。

議　長

ですから、この前皆さんに報告したことについて、２名の減員になるということを、今の説明でありましたので、それについて何か質問はございましょうか。

（委員：意見なし）

議　長

それでは、広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則の一部改正について、広島市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について市議会で可決されることを条件に、案のとおり決定してよいでしょうか。

（委員：異議なし）

議　長

異議がないということですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議事日程６の「その他」事項に入ります。

事務局から報告をお願いします。

山室主幹

農業委員・推進委員の募集につきまして、ご説明させていただきます。本日お配りしております資料の４ページをご覧下さい。４ページは農業委員の募集の概要についてまとめたものでございます。初めに１番として農業委員の人数、任期等についてです。

（１）募集人員は１９人。要件として、繰り返しになりますけども、原則として認定農業者が農業委員の過半数を占めること、②農業委員会の事務に関して利害関係を有しない者が含まれること、③年齢・性別のバランスに配慮すること。法律にはこういったことが設けられております。これらを踏まえて募集していくこととなります。

続いて、任期ですけども、来年６月１７日から３年間という事になります。

下の方の３番に移ります。農業委員の選任の流れです。図に示しておりますように、団体推薦と自薦、応募は二つの方法がございます。それから市長の選考を経て議会の同意を経て市長が任命するという流れになります。募集期間ですが、今回初めてお示しさせていただきます。募集期間は今月１２月１７日から来年の１月２１日までございます。もう少し遅い時期に募集があるのかと思っておりましたが、市の方が最終的に判断しまして、１２月１７日から１月２１日まで３６日間ありますが、年末年始を除きますと丁度３０日間募集ということになります。１２月１７日には皆さんのお手元に募集案内が届くように今から内容を詰めて、チラシ、募集案内をしたいと思います。

続きまして、５ページをご覧下さい。５ページは推進委員の募集の概要についてです。まず人数ですが、募集人員は４２人ということでございます。募集地区は書いておりますように、第１地区から第１０地区まで、それぞれ定数を定めております。

続いて６ページをご覧ください。６ページは推進委員の選任の流れでございます。同じように団体推薦と自薦、二つの応募方法がございます。それから農業委員会での選考を経て農業委員会総会で決定をして、農業委員会が委嘱をするというといった流れになります。募集期間は農業委員と同じく、１２月１７日から来年の１月２１日までございます。下の方に参考として書いていますが、農業委員、推進委員

共通でございます。まず１番、募集案内についてです。募集案内は１２月１７日から広島市の農政課、農業委員会事務局、各区役所・各出張所に備え付けるようにしたいと思います。それから、広島市ホームページからもダウンロードできようにしたいと思います。２番の広報についてでございます。広報は広島市のホームページにアップをし、また、広島市の広報誌「市民と市政」の１月１日号に掲載されるということでございます。それから、農業委員会だよりを年明けに生産区長経由で各農家に届けるということにしておりますので、その中でもご紹介させていただきたいと思います。募集案内ができましら、農業委員、推進委員全員にそれぞれの募集案内を１部ずつ郵送させていただくということにしております。また、地区協議会会長には、定数に少し加えた部数を入れるということにしております。

議　長

募集の概要は推進委員の方へも送りますか。

石原次長

送るようにしております。

己斐委員

推進委員の場合、要件もしくは推薦はないですか。

石原次長

要件はないです。推薦はあります。

己斐委員

認定農業者でないといけないとか。

石原次長

それはないです。

議　長

農業委員は前回と同じように、最終的には市長の任命、推進委員の方は農業委員会としての委嘱となります。

己斐委員

農業委員の場合、原則、認定農業者ってことになっていますよね。

石原次長

前回、農政課から言われた中で、原則として過半数というのがあるのですが、もし過半数にならなかったら、またその分で議会に別の議案を出すというようなことにはなります。

沼田委員

今回、農業委員は面接とかそういうものはないのですか。

石原次長

前回と同様に市の方で日にちを設定して、面接日を入れた募集要綱を作って配布します。推進委員も同じようになるかと思います。

議　長

前回はありましたが、農業委員１９名が定数でありますが、それが１９名を超えて応募がある時には選考する必要があります。

他に事務局から何かありますか。

石本専門員

続きまして、資料の７ページでございます。資料２を開いてください。平成３０年度広島県農業再興シンポジウムというのがございます。日時が来年の１月１１日の水曜日。場所は広島県民文化センターで、集落営農と担い手ということで、１時からあります。参加される方は事務局の方までご連絡をください。

引き続きまして、８ページ、９ページでございます。資料３です。平成３０年度第８回市長と農業者との懇談会の日程が決まりました。２月４日の月曜日、４時から６時４５分までということで、農協の４階でありますので、今年も割り当てを決めてあります。農業委員は８ページでございますが、会長、職代、伊藤委員、岩重委員、谷口憲委員、河野芳徳委員が出席の割り当てとなっておりますので、出席の方よろしくお願いいたします。９ページは推進委員が書いてあります。それで、例

年お願いしていますが、次回１月の総会には市長と農業者との懇談会のことを案内しますが、地元の方が発表者として市長と農業者との懇談会に出席される時は、農業委員、推進委員は、ぜひ出席してくださいということをお願いしています。まだ誰が発表者で出るかということは調整中なので、決まり次第お願いしたいと思います。

引き続きまして、１０ページでございます。１０ページ１１ページは資料４でございますが、今年度の認定農業者との意見交換会でございます。こちらは２月１９日火曜日の午後ということで、例年は２時から認定農業者の協議会がございまして、３時くらいから合同の研修会、こちらの３時くらいからの認定農業者ではない委員、推進委員は、ここから出ていただくということでございます。１０ページが割り当て表でございます。会長、職代、梶山委員、己斐委員、下谷委員、沖田委員、河野芳徳委員、前田委員が今年の割り当てでございますので、出席をよろしくお願いしたいと思います。１１ページは推進委員でございます。

続きまして、１２ページです。今年度の広島市農業委員会研修会及び懇親会の開催案内でございます。次回の総会、一番下にありますが、第１回の総会、１月７日の２時半からこちらの会議室で３時５０分まで行う予定としております。それで、終わりましたら４時から研修会ということで、こちらの方は推進委員も参加されます。研修の内容は、昨今新聞等で話題となっております農地法の改正で、床面のコンクリート張りについての農業委員会の対応等々について、県の農業会議から講習を兼ねてお話をお聞きしようということにしておりますのでよろしくお願いいたします。終わりましたら、当日は２番の懇親会でございますが、６時からホテルセンチュリーで新年会がございますので、よろしくお願いします。

続きまして、１３ページです。資料６です。第５回、来年の１月の地区協議会開催日程案でございます。旧市は１月９日の午前、安佐南区地区協議会は１月１１日の３時半、白木・高陽は１月１０日２時から、可部・安佐は１月１１日１０時から、安芸区地区協議会は１月９日２時から、佐伯区地区協議会は１月１０日１０時半からとなっておりますので、出席の方よろしくお願いいたします。

最後ですけども、資料７です。今年１２月の現地調査の日程等についてです。今月の許可案件の受付締切日が１２月１４日です。よって、３番目に書いてありますように、現地調査日程が１日目１２月１７日、午前旧市、午後安芸区、１８日は午前が安佐北可部・安佐、午後が白木・高陽、１９日の午前が安佐南で午後は佐伯ということになっております。いずれにしましても、１２月１４日の夕方の５時頃か

ら、案件がありましたら、皆様にお電話いたしますので、現地調査よろしくお願いいたします。もう一つ、お手元にカラー刷りのパンフレットがあります。前回の地区協議会でもお願いいたしましたが、センターの就農支援研修の募集期間を延長しております。今のところ、広島活力農業の募集定員４名のところ今現在６名となっております。スローライフで夢づくりが１４名のところ今のところ１０名です。ふるさと帰農が１５名のところ１１名、チャレンジ女性が１５名中４名ということになっておりまして、募集期間延長いうことで１１月末でしたが、１２月２５日火曜日までと変更しましたので、引き続き募集の方のご案内よろしくお願いいしたいと思います。

議　長

ただいま事務局から説明・報告がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議　長

それでは、これで平成３０年第１２回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がありますか。

（委員：意見なし）

議　長

それでは、会長職務代理者にあいさつをお願いします。

会長職務代理者

それでは、次回は、平成３１年１月７日（月）午後２時３０分から東区役所３階第３会議室で行う予定です。